

さいたまクロスネット運用管理規程



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

さいたま赤十字病院

内容

第1章 総則	4
第1条 目的	4
第2条 名称および適用範囲	4
第2章 さいたまクロスネットの管理組織	4
第3条 管理組織の役員および目的	4
第4条 統括管理者の業務	4
第5条 副統括管理者の業務	5
第6条 地域医療連携システム運用検討部会の構成	5
第7条 部会長の業務	5
第8条 運用管理責任者の業務	6
第9条 システム管理責任者の業務	6
第10条 事務局	6
第3章 さいたまクロスネット参加施設、管理責任者及び利用者	7
第11条 さいたまクロスネット参加施設	7
第12条 参加施設管理責任者	7
第13条 利用者	7
第4章 さいたまクロスネットの利用	8
第14条 利用施設、利用者の設定	8
第15条 利用者の責務	8
第16条 公開期間	9
第17条 接続機器	9
第5章 さいたまクロスネットの運用	9
第18条 個人情報保護法の遵守	9
第19条 患者の同意	9
第20条 患者同意の撤回	10
第21条 データの管理	10
第22条 システムの停止	10
第23条 問い合わせ窓口	11
第24条 保守	11
第25条 情報漏洩発生時の対応	11
第26条 ユーザーID・パスワードの失効	11
第27条 大規模災害発生時の対応	11
第6章 細則	11
第28条 細則	11
「さいたまクロスネットシステム」運用管理規程細則	
第1条 地域医療連携システム運用検討部会の会員	12

第2条	診療情報の閲覧対象患者	12
第3条	参加施設での診療情報の閲覧内容	12
第4条	患者の同意	12
第5条	診療情報および各種データの取り扱い	13
第6条	パスワードの再発行	13
第7条	OS等の設定	13

第1章 総則

(目的)

第1条

この運用管理規程は、さいたま赤十字病院地域医療連携ネットワーク（以下、さいたまクロスネット）に参加する医療機関等（以下、参加施設）を結んだネットワークシステム、これに接続される機器及び周辺装置の運用及び管理に関し必要な事項を定め、システムの効率的な運用及び適正な管理を図り、併せてデータの漏洩、改竄及び破壊等を防止し、安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

(名称および適用範囲)

第2条

このシステムは「さいたまクロスネット」と称し、適用範囲はネットワークシステム、ソフトウェアおよびこれらに接続される機器とする。

第2章 さいたまクロスネットの管理組織

(管理組織の役員および目的)

第3条

- 1 さいたまクロスネットの効率的な運用、適正な管理および弾力的な規程の見直しを行うため、次の役員を置く。
統括管理者 1名
副統括管理者 1名
(1) 統括管理者は、さいたま赤十字病院院長とする。
(2) 副統括管理者は、地域医療連携推進委員会委員長とする。
- 2 検討事項等は地域医療連携推進委員会にて審議するものとし、その下部組織として地域医療連携システム運用検討部会（以下、部会）を置く。
規程を変更する際は部会を開催し、地域医療連携推進委員会で決定する。

(統括管理者の業務)

第4条

統括管理者は、以下の項目について業務を行う。

- 1 統括管理者は、さいたまクロスネットの安全かつ適正な運用管理を図るため、さいたまクロスネットの利用者に対し、システムの利用を許可、制限または禁止する。
- 2 統括管理者は、前項の措置を行うに当たっては、地域医療連携推進委員

会の意見を聞くものとする。ただし、緊急を要し部会の意見を聞くことができない場合は、事後において部会に報告するものとする。

- 3 統括管理者は、利用者が個人情報保護の観点から適切かつ安全に利用しているかを必要に応じて監査を実施する。
- 4 統括管理者は部会長のほかに、管理業務を委任できる者を任命することができる。

(副統括管理者の業務)

第5条

副統括管理者は、統括管理者を補佐し、統括管理者に事故ある時は、副統括管理者がその職を代行する。

(地域医療連携システム運用検討部会の構成)

第6条

- 1 部会に、次の役職を置く
 - 部会長 1名
 - 運用管理責任者 1名
 - システム管理責任者 1名
- (1) 部会長は、地域医療連携推進委員会にて推薦し、統括管理者が任命した者とする。
- (2) 運用管理責任者は、医療連携課長とする。
- (3) システム管理責任者は、情報システム課課長とする。
- 2 部会の委員は、細則1条で定める。

(部会長の業務)

第7条

部会長は、以下の項目について業務を行う。

- 1 部会長は、副統括管理者に事故があった場合はその職を代行する。
- 2 部会長は、必要に応じて部会を開催する。
- 3 部会長は、さいたまクロスネットの安全かつ適正な運用管理を図るため、運用管理責任者およびシステム管理責任者より運用状況の報告を受け、指示を出すこととする。

(運用管理責任者の業務)

第8条

運用管理責任者は、以下の項目について業務を行う。

- 1 運用管理責任者は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時は、運用管理責任者がその職を代行する。
- 2 新規に医療機関等から参加申請があった場合は、〈施設参加申請書〉の確認と事前調査を行い、問題なければ利用を許可し、参加施設の登録および通知をするものとする。
- 3 新規に利用者の申請があった場合は〈利用者申請書および誓約書〉を確認して利用を許可し、利用者IDおよびパスワードを発行および通知するものとする。

(システム管理責任者の業務)

第9条

さいたまクロスネットの安全かつ適正な管理を行うために以下の項目についてシステムの管理を行う。

- 1 新たな機器の接続等の申し出があった場合は、機器および環境の確認をし、システム管理責任者または管理者が指名する者が医療連携課職員に同行し、接続設定を行う。
- 2 利用者が個人情報保護の観点から適切かつ安全に利用しているかを必要に応じて監査を実施する。問題点が発見された場合には、速やかに必要な措置を講じる。
- 3 上記の項目ほか、統括管理者、地域医療連携推進委員会、又は部会より依頼があった場合は利用状況等を報告する。

(事務局)

第10条

さいたまクロスネットには事務局を置くこととし、事務局はさいたま赤十字病院総合支援センター医療連携課とする。事務局はさいたまクロスネットにかかる申請ならびに同意にかかる書類の受付と管理をおこない、参加施設からの問い合わせ窓口を担当する。

第3章 さいたまクロスネット参加施設、管理責任者および利用者

(さいたまクロスネット参加施設)

第11条

さいたまクロスネットを利用する施設（以下、参加施設）は、〈施設参加申請書〉を事務局に提出し、事務局はこれを登録する。事務局は登録情報について速やかに統括管理者および部会長に報告する。

(参加施設管理責任者)

第12条

参加施設は、システムの責任者として参加施設管理責任者（以下、管理責任者）を置く。

- 1 管理責任者に変更があった場合は、速やかに事務局に連絡する。
- 2 管理責任者は、さいたまクロスネットを利用する者（以下、利用者）を追加する場合は〈利用者申請書および誓約書〉を、廃止する場合は〈利用者退会申請書〉を事務局に提出する。
- 3 管理責任者は、システムの参加を取りやめる場合は〈施設退会申請書〉を事務局に提出する。
- 3 管理責任者は、所属する参加施設の利用者に対する監督責任を負う。
- 4 管理責任者は、利用者以外の者に地域医療連携ネットワークを利用させてはならない。

(利用者)

第13条

- 1 利用者は、第11条で利用を認めた施設の職員であり、〈利用者申請書および誓約書〉を事務局に提出し、統括管理者が認めた者に限られる。
- 2 利用者は医師に限らず、看護師、薬剤師、放射線技師、理学療法士、作業療法士、MSW、事務職員等の、医療従事者について認められるものとする。ただし、閲覧可能な範囲は職種によって決定される。

第4章 さいたまクロスネットの利用

(利用施設、利用者の設定)

第14条

- 1 さいたまクロスネットの利用に際しては、運用管理責任者が、利用者毎にその申請に基づき、専用の利用者識別番号（以下「ユーザID」）を付与し、利用権の管理を行う。
- 2 参加施設の管理責任者は、利用者が規程に則った正当な使用を行わないために生じた事故や障害に対して、責任を負う。
- 3 パスワードの有効期限は最終更新の日から起算して3カ月とし、利用者は、有効期限までの間に随時パスワードを更新するものとする。なお、パスワードの再発行に関しては細則6条に規定する。

(利用者の責務)

第15条

利用者は、さいたまクロスネットの安全かつ適正な利用に努め、データの保護が確保されるよう運用しなければならない。

- 1 利用者は、さいたまクロスネットの利用について、この規程の他、システム管理者が定める細則およびこれに基づくシステム管理責任者の指示に従わなければならない。
- 2 本システム上の診療情報の、接続機器への保存および外部媒体への複写、並びにこれに類する行為は、厳に禁止する。なお、印刷については、検査結果のみ可能とし、その他の診療情報については禁止する。
- 3 利用者は、いつ、だれが、どの患者の医療情報を閲覧したかの利用記録は、本システム上に記録され、システム管理責任者により閲覧されうることを予め了承するものとする。
- 4 利用者は、利用者IDおよびパスワードについて、第三者に知られないように厳重に管理するとともに、必要に応じてパスワードを変更する等の措置を講じなければならない。
- 5 利用者は、さいたまクロスネットで知り得た情報を診療以外の目的で使用してはならない。
- 6 利用者は、さいたまクロスネットで知り得た情報を第三者に伝えてはならない。
- 7 利用者が入手した診療情報に基づいて行った診療や患者への説明については、利用者が責任を負うものとする。

(運用時間)

第 16 条

さいたまクロスネットの運用については、第 21 条ならびに第 22 条に定めた期間を除き、常時使用できるものとする。

(接続機器)

第 17 条

さいたまクロスネットを利用する施設は、安全な通信ソフトウェア等を用いて接続しなければならない。また配布される証明書をインストールして接続しなければならない。接続機器については、システム管理責任者が許可した機器に限る。また、さいたまクロスネットに接続する機器についてはウイルス対応ソフトをインストールしたものを使用する。ウイルス定義ファイルについては、利用施設の管理責任者の責任において常に最新化を行うものとする。OS等、詳細な設定については細則で定める。

第 5 章 さいたまクロスネットの運用

(個人情報保護法の遵守)

第 18 条

参加施設は、本システムの利用にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）およびその関連法規を遵守するものとする。なお、個人情報の適用範囲は、参加施設が閲覧可能なシステムに個人データが保存された時点で、個人情報保護法の対象となる。

(患者の同意)

第 19 条

参加施設は、さいたまクロスネットの患者データを閲覧する場合には、患者に説明した上で定められた文書による同意を得なければならない。

- 1 情報を閲覧するにあたり、該当患者がさいたま赤十字病院に入院中であり、参加施設で同意を得ることが困難な場合、患者説明および同意取得を事務局に依頼することができる。但し、転院予定の患者については、転院受入が確定した参加施設に限ることとする。
- 2 閲覧される患者が未成年であった場合、原則として、代理人記載欄に親権者の署名を必要とする。
- 3 判断能力に疑義がある成人の患者については、代理記載欄に成年後見人、または現実に患者の世話をしている親族およびこれに準ずる者の署名を

必要とする。

- 4 判断能力に疑義がなく、手指の障害および障害等により自筆が困難な場合、患者本人が承諾した旨の記載を必須とし、同意の証明として患者本人の捺印を原則とする。

(同意の撤回)

第20条

- 1 さいたまクロスネットに登録されている患者から、同意の撤回について意思表示があった場合は〈患者同意撤回書〉に患者本人が必要事項を記載し、速やかに事務局宛てに提出しなければならない。事務局は速やかに登録情報を削除しなければならない。
- 2 前項の規定について、意思表示が困難な患者の代理人から撤回の意思表示があった場合は、代理人から同意書撤回書を取得する。その際、利用者は代理人の身分を確認しなければならない。

(データの管理)

第21条

さいたまクロスネットのデータは、統括管理者が承認した範囲内で利用することとする。

- 1 登録された患者データは、最後に閲覧された時点から100年を経過した時点で、自動的に削除される。
- 2 さいたまクロスネットの患者データは複製情報であり、原本である電子カルテのデータは、さいたま赤十字病院が法令等に従い管理する。

(システムの停止)

第22条

- 1 統括管理者は、次の各号に掲げる場合、さいたまクロスネットの一部または全部について、その利用を制限または停止することができる。
 - (1) さいたまクロスネットに障害が発生した場合
 - (2) 機器等の増設または交換を行う場合
 - (3) データの滅失および棄損からの復旧を行う場合
 - (4) データのバックアップ等、地域医療連携ネットワークの管理上の理由から必要と認められる場合
 - (5) さいたま赤十字病院で電子カルテを停止する場合
 - (6) その他、統括管理者が必要と認める場合

(問い合わせ窓口)

第 2 3 条

利用者からの質問、問い合わせ等を受け付けるため、問い合わせ窓口を事務局に設置する。

(保守)

第 2 4 条

さいたま赤十字病院内に設置されているサーバ等についてはシステム管理者が保守する。参加施設の機器については各参加施設で保守する。

(情報漏洩発生時の対応)

第 2 5 条

さいたまクロスネットから個人情報等の情報漏洩が発生したと疑われる場合、統括管理者はさいたまクロスネットの運用を制限し、必要な対策を講じ、部会で協議する。

(ユーザID・パスワードの失効)

第 2 6 条

禁止行為や個人情報保護法に違反する行為が認められた場合、その他、統括管理者が必要と認めた場合、情報漏洩の有無に関わらず、システム管理責任者は利用者のユーザID・パスワードを失効させることができる。

(大規模災害時の対応)

第 2 7 条

総括管理者は、大規模災害が発生した場合、さいたまクロスネットの通常の運用を制限することができる。

第 6 章 細則

(細則)

第 2 8 条

システム管理責任者は、この規程を実施するために必要とされる事項について、別に細則を定める。

附則

1. この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 2 日から施行する。
2. 平成 3 0 年 5 月 1 5 日より、本改定版を施行する。

「さいたまクロスネットシステム」運用管理規程細則

(地域医療連携システム運用検討部会の会員)

第1条

部会の会員は、部会長が任命し、任命された者は部会長の招集により部会に参加するものとする。

部会は、次の者をもって構成する。ただし、必要があるときは、医師会および参加施設より委員を委託できる。

- | | | |
|------|---------------------|-----|
| (1) | 地域医療連携システム運用検討部会部会長 | |
| (2) | システム管理責任者 | |
| (3) | 運用管理責任者 | |
| (4) | 診療部部長および副部長 | 若干名 |
| (5) | 看護部 | 若干名 |
| (6) | 薬剤部 | 若干名 |
| (7) | 検査部 | 若干名 |
| (8) | 放射線科部 | 若干名 |
| (9) | 栄養課 | 若干名 |
| (10) | 事務部 | 若干名 |
| (11) | 総合支援センター | 若干名 |

(診療情報の閲覧対象患者)

第2条

診療情報の閲覧は、参加施設に係る患者のみを対象とし、参加施設からの申請に基づき閲覧設定を行う。なお、関係する患者とは、参加施設からさいたま赤十字病院に紹介のあった患者、さいたま赤十字病院から参加施設に紹介を行った患者、ならびに参加施設をかかりつけとするさいたま赤十字病院に受診歴のある患者である。

(診療情報の参加施設での閲覧内容)

第3条

患者の同意を得た上で、診療情報の閲覧設定を行う。

(患者の同意)

第4条

参加施設は、診療情報の閲覧について、定められた用紙に従い患者に説明を行い、同意を得なければならない。事務局はそれを確認したうえで診療情報の閲

覧設定を行う。

(診療情報および各種データの取り扱い)

第5条

参加施設は、診療情報のうち検査結果に限り、印刷をすることができる。

ただし、印刷した診療情報については、診療以外の目的での使用、および第三者への譲渡を禁止する。また、取り扱いについては、利用者が責任を負うものとする。その他の診療情報および各種データについては、閲覧のみ利用することとし、利用端末上におけるデータ保管や印刷は行わないものとする。

(パスワードの再発行)

第6条

利用者は、参加施設の管理責任者を通じてシステム管理責任者に対して、パスワードの再発行を依頼できる。

(OS等の設定)

第7条

さいたまクロスネット「利用マニュアル」を参照

附則

1. この細則は、平成29年4月12日から施行する。
2. 平成30年5月15日より、本改定版を施行する。
3. 令和7年5月15日より、本改定版を施行する。